

平成 26 年度放射線対策の取組状況

1 放射線対策の経緯

(1) 空間放射線量の測定及び除染対策

公共施設において、定期的に空間放射線量の測定を継続している。

(2) 放射性物質検査

市立小・中学校及び保育園の給食食材及び提供給食、水道水、井戸水等の放射性物質の検査を継続している。

2 各放射線対策の取組

(1) 放射線測定機器の貸出し【環境対策課】

貸出件数は、33 件であった。

- ※ 平成 23 年 12 月 2 日から貸出し（1 日間。休日を除く。）を開始
- ※ 平成 24 年 3 月 10 日から休日の貸出し（年末年始を除く。）を開始
- ※ 平成 24 年 5 月 1 日から貸出期間を 2 日間に延長
- ※ 平成 26 年 6 月 4 日から貸出期間を 5 日間に延長

(2) 放射性物質の検査について

ア 保育園給食検査【子育て支援課】

(ア) 食材検査

検査回数	検体数
22	44

使用頻度が高く、かつ、使用量が多い食材を中心に、市保有機器による検査（平成 23 年 11 月から平成 24 年 2 月までは、外部検査機関による検査）を平成 24 年 3 月から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

(イ) 2 食分検査

検査回数	検体数(食)
22	22(44)

保育園給食で実際に提供した給食（牛乳を含む。）の 2 食分を 1 検体とし、市保有機器による検査を平成 24 年 3 月から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

(ウ) 1 週間分検査

検査回数	検体数(食)
25	48(287)

保育園給食で実際に提供した給食（牛乳を含む。）の 1 週間（原則 6

食分）を1検体とし、外部検査機関による検査を平成24年5月から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

イ 学校給食検査【学務課】

(ア) 食材検査

検査回数	検体数
38	143

使用頻度が高く、かつ、使用量が多い食材を中心に、市保有機器による検査（平成23年11月15日から平成24年2月7日までは、外部検査機関による検査）を平成24年2月20日から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

(イ) 1食分検査

検査回数	検体数
38	76

学校給食で実際に提供した給食（牛乳を含む。）の1食分について、市保有機器による検査を平成24年2月から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

(ウ) 1週間分検査

検体数(食)
66(321)

学校給食で実際に提供した給食（牛乳を含む。）の1週間（原則5食分）を1検体とし、外部検査機関による検査を平成24年3月から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

ウ 市内産農産物検査【経済振興課】

検査回数	検体数
48	66

市保有機器による検査（平成23年10月27日から同年12月6日までは、外部検査機関による検査）を平成24年1月25日から継続して実施しており、全ての検体について不検出であった。

エ 市内事業所が製造する食品の検査【経済振興課】

検査回数	検体数
51	60

市内において、食品の製造及び加工を行う事業者及び小学校就学前の園児に給食を提供する事業者を対象として市保有機器の貸出しを平成24年1月から継続して実施している。

オ 井戸水の検査【水道業務課】

「新座の元気森透水」製造のための取水井である西堀 4 号井戸の井戸水について、外部検査機関による検査を平成 23 年 5 月 6 日から継続して実施しており、10 月 1 日に検査を実施したところ、その結果は不検出であった。

カ 水道水の検査【水道施設課】

浄水場及び給水場 4 か所（西堀浄水場・野火止浄水場・片山浄水場・新座団地給水場）の蛇口から出る水道水について、外部検査機関による検査を平成 23 年 9 月から継続して月 1 回実施しており、全ての検体について不検出であった。

キ 発生汚泥の検査【水道施設課】

西堀浄水場における浄水処理に伴って発生する汚泥について、外部検査機関による検査を平成 23 年 10 月から継続して年 2 回実施しており、9 月及び 3 月に検査を実施したところ、全ての検体について不検出であった。

ク ヒマワリの種の検査【観光推進課】

市内のボランティア等との協働による福島県の復興支援の一環として、本多の森お花畠（総合運動公園内）において油糧用ヒマワリを栽培し、採取した種を福島県にある NPO 法人に寄付する活動を行っており、その種について、外部検査機関による検査を 10 月に実施したところ、不検出であった。

3 放射線対策に係る費用

		金額	備考
放射性物質検査委託料	給食・給食食材	1,206,576 円	小・中学校 23 校、保育園 7 園
	水道水・発生汚泥	750,000 円	西堀浄水場、野火止浄水場、片山浄水場、新座団地給水場
	井戸水	15,000 円	西堀 4 号井戸水
	その他	8,000 円	本多の森お花畠において栽培したヒマワリから採取した種
放射性物質検査消耗品・備品		86,981 円	ビーカー、測定機用感熱紙等
給食食材費等		158,548 円	給食食材、給食費負担金
測定機器の校正・調整及び修繕		413,100 円	放射線測定器の校正・調整（14 台）及び修繕（1 台）
		137,160 円	放射性物質測定器の校正及び破損箇所の修繕
合計		2,775,365 円	

【参考】

1 市が管理する施設の対策基準値の考え方について

埼玉県において自然界（宇宙及び大地）から受ける放射線量は、福島第一原子力発電所の事故前（平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで）は、年間 0.295 ミリシーベルトとされている（埼玉県ホームページ）。

これに、国際放射線防護委員会（ICRP）が放射線管理の基準としている一般人が平常時に浴びる放射線年間 1 ミリシーベルト（自然放射線及び医療放射線を除く。）を加えた年間 1.295 ミリシーベルトを基に、この値を時間当たりに換算した毎時 0.246 マイクロシーベルトを、市が管理する施設の対策基準値とした。

【算出根拠】

1 日の生活を、屋外で 8 時間、屋内で 16 時間過ごすものとし、屋内の放射線量は、屋外の数値に 0.4 を乗じた値とする。

$$0.246 \times 8 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} + 0.246 \times 0.4 \times 16 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日}$$

$$= 1,292.976 \text{ マイクロシーベルト} = \text{およそ } 1.29 \text{ ミリシーベルト}$$

国が除染の目安としている値は、周辺と比べ毎時 1 マイクロシーベルト以上高い値（地表から 100 センチメートル）であり、本市の施設の対策基準値である毎時 0.246 マイクロシーベルト（地表から 5 センチメートル）は、より厳しい基準となっている。

2 食品中に含まれる放射性物質の基準値について

放射性セシウムの暫定規制値※1

（平成 24 年 3 月 31 日まで）

（単位：ベクレル/kg）

食品群	暫定規制値 (放射性セシウム)
飲料水	
牛乳・乳製品	200
野菜類	
穀類	500
肉・卵・魚・その他	

放射性セシウムの基準値※2

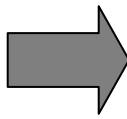
（平成 24 年 4 月 1 日から）

（単位：ベクレル/kg）

食品群	基準値 (放射性セシウム)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	
一般食品	100

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定



3 土壤に含まれる放射性物質について

現在のところ、一般の土壤に含まれる放射性物質に関する基準値は示されていないが、平成 23 年 4 月 8 日に原子力災害対策本部において、稻の作付制限の上限値として土壤中放射性セシウム濃度 5,000 ベクレル/kg という値が示されていた。

これは、水田の土壤から玄米への放射性セシウムの移行の指標である 0.1 を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値（500 ベクレル/kg）以下となる値である。

しかし、この上限値をもって土壤中の放射性物質が 5,000 ベクレル/kg を超えた場合、健康被害が出るという値ではない。

4 東京電力株式会社に対する損害賠償請求状況について

本市においては、放射線対策に係る費用の損害賠償請求については、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）が示す基準に基づき行っており、順次、東京電力が賠償すべき損害と認めた費用について賠償請求を行い、賠償金の支払を受けている。

今後についても、東京電力が示す基準に基づき、放射線対策に係る費用について損害賠償請求を行っていく。

【東京電力に対して損害賠償請求を行った費用一覧】

請求年月	請求項目	金額	内訳
平成 26 年 4 月 (同年 7 月に支払済み)	学校給食用食 材等放射能検査 に係る費用	992, 222 円	【平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月分】 放射性物質検査業務委託料 773, 850 円 備品購入費 40, 000 円 放射性物質検査に係る給食費 103, 050 円 消耗品費（食材費、計量器） 75, 322 円
平成 26 年 7 月 (同年 10 月に支払済み)	放射性物質検査 業務委託料	863, 100 円	【平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月分】 井戸水 16, 800 円 水道水 806, 400 円 発生汚泥 39, 900 円
合計		1, 855, 322 円	